

# 平成28年度 おきなわ技能五輪・アビリンピック選手育成 支援事業助成金のご案内

## 1 趣旨

平成30年度、技能五輪全国大会及び全国アビリンピック（以下「両大会」）を沖縄県で開催するにあたり、両大会への参加を目指し、選手の育成・強化を図る県内企業等を支援するため、技能向上訓練を行う際に要する経費等に対して、予算の範囲内で助成金を交付します。

## 2 助成対象者

沖縄県内に事業所等を有する企業、学校等（学校教育法及び職業能力開発促進法に基づき設置された施設）、競技職種等関係団体又は社会福祉法人等が対象となります。

## 3 助成対象事業

助成対象者の被雇用者又は生徒等を、平成28年度から平成30年度に開催される両大会に沖縄県の選手として参加させるために実施する技能向上訓練及び技能五輪全国大会の参加に要する経費が対象となります。

### (1) 助成対象経費

- ア 訓練指導を行う外部講師に対する謝金・旅費
- イ 訓練用材料、消耗品等の購入費
- ウ 会場・訓練用器工具等の借料費
- エ 外部講習会等への参加費
- オ その他訓練の実施に必要であると会長が認めた経費
- カ 技能五輪全国大会参加費及び職種別負担金

### (2) 育成選手の年齢要件

- ア 技能五輪全国大会：平成5年1月1日以降に生まれた者  
(ただし、「メカトロニクス」「和裁」「情報ネットワーク施工」は、平成4年1月1日以降に生まれた者)
- イ 全国アビリンピック：平成28年4月1日現在で15歳以上の者

## 4 助成金額

一職種・種目につき、1企業・団体等当たり20万円を上限に助成。ただし、平成28年度に開催される両大会に選手が出場する場合は、選手1名当たり10万円を上限として、助成金の額を増額できるものとします。

## 5 助成対象期間

平成28年6月1日から平成29年3月31日までとします。

## 6 交付申請書受付期間

- (1) 平成28年6月1日から平成28年7月31日まで。予算の範囲内で助成先を決定するため、必ずしも採択されない場合があります。
- (2) 申請状況により、追加募集する場合があります。

## 助成金の交付を受けるために必要な手続き

- 1 交付申請書の提出  
(団体 ⇒ 推進協議会)  
↓  
助成金の交付を希望される方は、「平成28年度おきなわ技能五輪・アビリン選手育成支援事業助成金交付要綱」に基づく書類を、おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会事務局へ提出してください。
- 2 交付決定通知  
(推進協議会 ⇒ 団体)  
↓  
申請書に基づき、交付決定手続きを行い、申請者へ通知
- 3 技能向上訓練の実施  
(団体)  
↓  
※6月1日からの訓練が対象になります。
- 4 実績報告書の提出  
(団体 ⇒ 推進協議会)  
↓  
事業完了後30日以内又は平成29年4月10日のいずれか早い日まで。
- 5 助成金確定通知  
(推進協議会 ⇒ 団体)  
↓
- 6 助成金交付請求書の提出  
(団体 ⇒ 推進協議会)  
↓  
額の確定通知を受領後、請求
- 7 助成金の振込  
(推進協議会 ⇒ 団体)  
↓  
※助成金は、原則として精算払となりますが、概算払いが必要な理由がある場合は、概算払いも可能です。

### ◆申請書の提出先・お問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁12階)

沖縄県商工労働部労働政策課 技能五輪・アビリンピック準備室内

おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会事務局

電話：098-866-2013 FAX：098-866-2082

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/rosei/kaihatsu/ginougorin.html>